

# 商工こすど かわら版

第193号  
小須戸  
商工会

〔7月  
の花〕  
あさがお



## 今年は8月21日 開催です！！ 小 須 戸 商 工 ま つ り

商工会主催の「小須戸商工まつり」。今年は下記のとおり盛大に開催いたします。

大勢の皆様のご来場をお待ちしております。



- ◎ 日時 8月21日(日)午後3時から午後8時00分
- ◎ 会場 本町2～3丁目 特設会場(歩行者天国)

### ○昼の部(午後3時～午後5時)

- ・ドリームアップ抽選会
- ・子ども天国遊びの広場
- ・ステージイベント
- ・美味しんぼ屋台

### ☆夜の部(午後5時半～午後8時)

- ・ステージイベント
- ・夕涼みの会
- ・美味しんぼ屋台

### 特別協賛行事

- ・お父さん・お母さんの似顔絵作品展(8月19日(金)～25日(木))



◇イベントなどの詳細は来月の商工かわら版にてご紹介いたします。

※会員の皆様より、「美味しんぼ屋台」への出店を募集いたします。

詳しくは今回お配りした依頼文書をご覧ください。

### 小須戸まちめくり手形 「まじゅういっしょ」発行について

小須戸商工会商業活性化委員会では、平成二十三年度から続く商店街の活性化対策として、今年度は小須戸まちめくり手形「とすこいこすど」を発行、小須戸地区にお住まいの全世帯に配布いたしました。

手形を利用するともらえるスタンプを集めると、商品券がもらえるスタンプラリーも同時に実施いたしますのでぜひご利用ください。

#### 【実施期間】

平成二十八年七月一日(金)～  
九月三十日(金)

※スタンプラリーによる商品券は  
十月三十一日(月)まで使えます。

#### 【配布について】

既に全戸配布されていますが、参加店及び商工会でも配布しています。

#### 【参加店舗数】

小須戸商工会員五十事業所

#### 【スタンプラリーについて】

クーポン券有効期間中に、お店でクーポン券を利用して買い物をする、スタンプがもらえます。集めた数に応

じて、先着四百八十名様にのれなく商品券を差し上げます。

- 五店舗 … 五百円 (四百名様)
- 十店舗 … 二千元 (五十名様)
- 二十店舗 … 五千元 (二十名様)
- 三十店舗 … 一万元 (十名様)

### 事業引継ぎ支援センターの 1紹介

「後継者がいない」「事業の引継ぎが不安だ」など、中小企業の皆様のご相談を事業承継の専門家がお受けしている新潟県事業引継ぎ支援センターについてご紹介いたします。相談無料、秘密厳守です。

#### 【相談の流れ】

①ご相談の申込み(受付)

〇二五・二四六・〇〇八〇

②窓口相談

面談や資料をもとに実態把握や課題の抽出を行い、親族内承継、第三者承継、M&Aなどの選択肢を提示します。

③事業引継ぎ支援

選択された内容に依りて、助言や資料の作成、支援会社や金融機関などへの橋渡し、各種専門家を紹介します。

#### 【詳細】

同封したチラシをご覧ください。

## 中元大売りの出しの中止について

今年度は小須戸まちめくり手形の発行に伴い中止いたします。ご了承くださいます。

## 健康経営®セミナーの開催について

全国健康保険協会新潟支部では、社員の皆様の健康が事業所の生産性や業績の向上につながることを考え、多くの事業所様よりの「健康経営®」に取り組んでいただくためのセミナーを開催いたします。

〔健康経営®〕はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

〔日程〕  
平成二十八年七月十二日（火）  
午後二時～午後四時

〔会場〕 朱鷺メッセ 国際会議室  
(新潟市中央区万代島)

〔受講料〕 無料

〔内容〕  
今日から取組む「健康経営」

・中小企業の「健康経営」促進施策  
・「けんこう職場がらすめいん」

G1提案

### 【申込方法】

商工会に申込みチラシがございませぬのでお問い合わせください。

## 退職金へのしよ「中退共」で

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

― 中退共制度の特色 ―

☆国の制度なので安全・安心です。

☆掛金は口座振替で、従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

☆掛金の一部を国が助成します。

### ①新規加入助成

新しく制度に加入される事業主に掛金月額額の二分の一（従業員ごと）に上限五千元）を加入後四ヵ月目から一年間助成。短時間労働者の特例掛金月額（二千元、二千元、四千元）には掛金月額二分の一の額にそれぞれ三百円、四百円、五

百円が上乗せされます。

（注）社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主は、助成の対象外です。

### ②月額変更助成

掛金月額が一万八千元以下の従業員の掛金を増額する事業主に増額分の三分の一を増額月から一年間、国が助成します。

（注）二万円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりませぬ。

※同居の親族のみを雇用する事業主は「新規加入助成」および「月額変更助成」の対象になりませぬ。

☆掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

☆掛金月額は月額五千元から三万円までの十六種類です。

・短時間労働者（一週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ三十時間未満の従業員）は、二千元、三千元、四千元の特例掛金でも加入

いただけませぬ。

・従業員ごことに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、月額掛金を減額する場合は一定の要件のもとで変更が可能です。

☆通算制度があります。

・過去勤務期間も通算できます。

・企業間の転職や特定退職金共済制度とも通算できます。

☆退職金は直接従業員へ支払います。一時金払いのほか、一定の要件を満たすと、全部または一部を分割して受け取ることができませぬ。

― 加入の手続き ―

所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関または商工会へお申込ください。（申込書は商工会にもございませぬのでお問合せください。）

## パートさんにも!

### 中退共の退職金制度

- ☺ 掛金に特例
- ☺ 掛金は全額非課税
- ☺ 掛金の一部を国が助成
- ☺ 外部積立で管理が簡単

\*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234